

補助要件

	診断	改修	建替
補助対象住宅について			
木造2階建て以下の一戸建ての住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅以外の用途に供しているものを除く）	○	○	○
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅であること	○	○	○
賃貸を目的としないもの	○	○	○
耐震診断の結果、上部構造表点の最小値が1.0未満であること		○	○
補助対象者について			
補助対象住宅の所有者又は補助対象住宅の所有者の3親等以内の親族のうち、耐震診断、補強計画策定済み耐震改修、耐震建替えに係る契約者	○	○	○
国税、都道府県税及び市区町村民税を滞納していない方（補助対象者が所有者以外の場合は、補助対象住宅を所有する方も含む）	○	○	○
過去に補助金の交付を受けていない方	○	○	○
未着手の事業であることについて			
契約をしていないこと	○	○	○
事業着手していないこと	○	○	○
改修、建替え後の住宅について			
改修後の住宅は、上部構造評点が1.0以上であること		○	
耐震診断の結果が判明する前に建築確認申請を行っていないこと		○※	○
工事完了後、速やかに検査済証が交付されること			○
設計及び工事監理は建築士が行うこと			○
新築する住宅は補助対象住宅の所有者又は当該所有者の3親等以内の親族の所有となること			○
既存の住宅と同一敷地内の建替えであること			○
新築する住宅は省エネ基準に適合すること			○
その他			
年度内に事業が完了すること	○	○	○
補助対象住宅に居住予定であること		○	○

※確認申請が必要な場合